

平成 27 年 3 月 23 日
兵警務例規甲第 15 号

被害者等に対するカウンセリング及び公費負担による精神的・経済的支援要領を下記のように定め、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

記

第 1 趣旨

この要領は、犯罪行為（刑事事件として立件されていない犯罪行為及び犯罪に類する行為を含む。以下同じ。）による被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）の精神的・経済的負担の軽減を図る取組を推進するため、精神的・経済的支援の実施、運用等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 各種支援制度

この要領における各種支援制度の名称及び内容は次のとおりである。

1 犯罪被害者相談員制度

面接又は電話によるカウンセリング等を実施することにより、被害者等及びその他関係者（以下「犯罪被害者等」という。）の精神的負担の軽減及び回復を図ろうとするものである。

2 身体犯被害対象事件における補助制度

犯罪被害者に係る犯罪事実の立証等に不可欠な診断書料及び初診料等について、一定の条件下で公費で補助することにより、犯罪被害者の経済的負担の軽減を図ろうとするものである。

3 性犯罪被害対象事件における補助制度

犯罪被害者に係る犯罪事実の立証等に不可欠な初・再診料等、性感染症検査料及び人工妊娠中絶料について、一定の条件下で公費で補助することにより、犯罪被害者の経済的負担の軽減を図ろうとするものである。

4 司法解剖に伴う遺体修復及び遺体搬送制度

犯罪被害者の遺族等に対し、当該遺族等が支出しなければならない遺体修復及び搬送に必要な費用について、一定の条件下で公費で補助することにより、当該遺族等の精神的・経済的負担の軽減を図ろうとするものである。

5 司法解剖に伴う死体検案書料の補助制度

犯罪被害者の遺族等に対し、当該遺族等が支出しなければならない死体検案書の交付に必要な費用について、一定の条件下で公費で補助することにより、当該遺族等の精神的・経済的負担の軽減を図ろうとするものである。

6 一時避難場所の施設の使用に係る費用の補助制度

犯罪被害者等のうち、被害を受けた直後において、一時的にホテル等の宿泊施設への避難を余儀なくされた者に対し、その宿泊施設の使用に要した費用について、一定の条件下で公費で補助することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図ろうとするものである。

7 ハウスクリーニングに係る費用の補助制度

自宅が犯罪現場となった被害者等に対し、自宅の清掃作業に要した費用について、一定の条件下で公費で補助することにより、被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図ろうとするものである。

8 精神科医等の診察及びカウンセリングに係る費用の補助制度

犯罪被害者相談員制度による支援が困難である犯罪被害者、その遺族その他関係者に対し、精神科医等（第3の2の(1)のアに規定する精神科医等をいう。）の診察又はカウンセリング（以下「診察等」という。）を受けた際に要した費用について、一定の条件下で公費で補助することにより、これらの者の精神的・経済的負担の軽減を図ろうとするものである。

9 代替の制服等の購入に係る費用の補助制度

犯罪被害者のうち、性犯罪その他の犯罪の被害を受けた幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等（以下「学校」という。）に通う者（以下「児童・生徒等」という。）に対し、被害を受けたときに着用していた制服等（学生服、ブレザー、体操服その他学校で着用するように定められた衣服等をいう。以下同じ。）の代替の制服等の購入に要した費用について、一定の条件下で公費で補助することにより、児童・生徒等の精神的・経済的な負担の軽減を図ろうとするものである。

第3 犯罪被害者相談員制度

被害者支援カウンセラー及び委嘱相談員（以下「犯罪被害者相談員」という。）の運用は、次に定めるところにより行うものとする。

1 被害者支援カウンセラー

(1) 任用

ア 被害者支援カウンセラーは、犯罪被害者等の支援を行うために必要な知識、技能及び経験を有する者のうちから、会計年度任用職員として警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する。

イ 被害者支援カウンセラーの任用期間は、1年とし、任命された日の属する会計年度の末日をもって終了とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 服務

ア 被害者支援カウンセラーは、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

イ 被害者支援カウンセラーは、その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

ウ 被害者支援カウンセラーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

エ 被害者支援カウンセラーは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(3) 職務

被害者支援カウンセラーは、次に掲げる職務を行うものとする。

ア 犯罪被害者等に対する面接又は電話によるカウンセリング

イ 事情聴取、実況見分、証拠資料の採取等捜査活動に伴う犯罪被害者等への付添い

ウ 警察職員に対する犯罪被害者等への精神的ケアに関する指導助言及び指導教養

エ 前記アからウまでに掲げるもののほか、犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため特に必要と認められる活動

(4) 身分証明書

被害者支援カウンセラーは、職務に従事するときは、警務部長が定める様式の身分証明書を携帯し、犯罪被害者等からの要求その他正当な理由による要求があるときは、これを提示するものとする。

(5) 解職

本部長は、被害者支援カウンセラーが次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、これを解職することができる。

ア 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

イ 被害者支援カウンセラーとして、ふさわしくない行為があったとき。

ウ 前記(2)の規定に違反したとき。

(6) 勤務時間等

ア 被害者支援カウンセラーの勤務時間は、1週間につき29時間とし、原則として、1日につき7時間を超えない範囲内で月曜日から金曜日までの間に警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が割り振るものとする。

イ 被害者支援カウンセラーの休憩時間は、通常勤務者（兵庫県警察職員勤務規程（昭和30年兵庫県警察本部訓令第29号）第29条に規定する通常勤務者をいう。）の休憩時間に準ずるものとする。

(7) 勤務場所

被害者支援カウンセラーは、警務部警務課（以下「警務課」という。）において勤務するものとする。

2 委嘱相談員

(1) 委嘱

ア 本部長は、精神科医、心療内科医、公認心理師、臨床心理士等犯罪被害者等の支援を行うために必要な資格を有する者（以下「精神科医等」という。）のうちから、次に掲げる要件を満たすものを委嘱相談員として委嘱する。

(ア) 犯罪被害者等の心理に精通しており、かつ、精神的被害の回復について豊富な知識、技能及び経験を有すること。

(イ) 任務の遂行に必要な熱意を有すること。

(ウ) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

(エ) 健康で活動力を有すること。

イ 警務課長は、前記アの要件を満たす者を選任の上、警務部長が定める様式の委嘱相談員推薦書により、本部長に推薦するものとする。

ウ 本部長は、委嘱相談員を委嘱するときは、警務部長が定める様式の委嘱状を交付する。

(2) 任期

委嘱相談員の任期は、原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

(3) 職務

委嘱相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- ア 犯罪被害者等に対する面接又は電話によるカウンセリング
- イ 被害者支援カウンセラーに対するカウンセリングに関する指導助言及び指導教養
- ウ 前記ア及びイに掲げるもののほか、犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため特に必要と認められる活動

(4) 身分証明書

委嘱相談員は、職務に従事するときは、警務部長が定める様式の委嘱相談員之証を携帯し、犯罪被害者等からの要求その他正当な理由による要求があるときは、これを提示するものとする。

(5) 解嘱

本部長は、委嘱相談員が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- ア 任期の途中において、辞意の申入れがあったとき。
- イ 心身の故障により、任務が遂行できなくなったとき。
- ウ 委嘱相談員として、ふさわしくない行為があったとき。
- エ 委嘱相談員としての適性を欠くと認められたとき。

3 派遣要請

(1) 交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び警察署長は、被害者支援実施要領（平成13年兵警務例規第12号）第3に規定する被害者支援対象事件を認知した場合において、犯罪被害者相談員によるカウンセリング等を実施する必要があると認めるときは、警務部長が定める様式の犯罪被害者相談員派遣要請書により、本部長に要請（警務課被害者支援室（以下「被害者支援室」という。）経由）をするものとする。

(2) 本部長は、前記(1)の要請があった場合において、必要があると認めるときは、当該派遣を要請した所属（以下「要請所属」という。）に犯罪被害者相談員を派遣するものとする。

4 報告

要請所属の長は、犯罪被害者相談員によるカウンセリング等を実施したときは、警務部長が定める様式の犯罪被害者相談活動実施結果報告書により、本部長に報告（被害者支援室経由）をするものとする。

5 運用上の留意事項

警務課長、高速隊長及び警察署長は、犯罪被害者相談員の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) カウンセリングは、犯罪被害者等が落ち着いて話せる相談室で行わせる等必要な便宜を図ること。
- (2) 犯罪被害者相談員がその職務を通じて知り得た関係者の秘密について、これを厳守させること。
- (3) 犯罪被害者等が未成年の場合は、原則として、その保護者の同意を得て行うこと。
- (4) 犯罪被害者相談員の業務に伴う事故防止について、十分配慮すること。

第4 身体犯被害対象事件における補助制度

1 対象事件

本制度の対象事件は、次に掲げる事件とする。

(1) 次に掲げる罪に該当する事件

ア 殺人未遂罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条及び第203条の罪）

イ 強盗致傷罪（刑法第240条の罪）

ウ 強盗・不同意性交等罪（刑法第241条の罪）（同法第243条の未遂の罪を含む。）

エ 不同意性交等罪（刑法第177条の罪）（同法第180条の未遂の罪を含む。）

オ 不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪）（同法第180条の未遂の罪を含む。）

カ 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪）（いずれも同法第180条の未遂の罪を含む。）

キ 不同意わいせつ致傷罪及び監護者わいせつ致傷罪（刑法第181条第1項の罪）

ク 不同意性交等致傷罪及び監護者性交等致傷罪（刑法第181条第2項の罪）

ケ 逮捕等致傷罪（刑法第221条の罪）

コ 傷害罪（刑法第204条の罪。ただし、全治1箇月以上の傷害を負ったものに限る。）

(2) 致傷を結果とする結果的加重犯に該当する事件（前記(1)のコに掲げる事件及び過失犯に該当する事件を除く。）のうち、被害者が全治1箇月以上の傷害を負った事件

(3) 前記(1)及び(2)に掲げる事件以外の故意の罪に該当する事件のうち、警察署長が必要と認める事件

2 補助の対象

補助する費用は、前記1に規定する事件（以下「身体犯被害対象事件」という。）に係る犯罪事実を立証するために要した費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) 診断書料

補助の対象となる診断書料は、診断書の交付に係る費用とする。

(2) 初診料等

補助の対象となる初診料等は、原則保険診療による初回の診察、処置及び投薬に係る費用（第5の1の規定により、補助の対象となる初回の診察、処置及び投薬に係る費用を除く。）並びに初回の診察から継続して入院した場合における当該入院に係る費用（入院日数が2日までのものに限る。）とする。

3 補助を実施しない場合

次に掲げるいずれかの事由がある場合は、診断書料及び初診料等（以下「診断書料等」という。）の補助を実施しないものとする。

(1) 身体犯被害対象事件の被害者（以下「身体犯被害者」という。）が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織に属していたとき。

(2) 被害者等が診断書料等の補助を辞退したとき。

(3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、診断書料等の補助を実施することが社会通念上適切でないとき。

4 補助の手続

診断書料等の補助の手続は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 補助の認定、令達等

- ア 警察署の事件捜査を担当する課長（以下「事件担当課長」という。）は、身体犯対象事件を認知したときは、被害者支援管理システム（地域安全総合対策システムによる対象業務の一つであって、被害者支援に関する各種データの管理及び運用をするシステムをいう。以下同じ。）により警務部長が定める様式の診断書料等補助検討票を作成し、警察署長に報告するものとする。
- イ 警察署長は、前記アの規定による報告を受けた場合において、前記3の(1)から(3)までに掲げる事由のいずれにも該当しないと認めるときは、診断書料等の補助を認定し、当該診断書料等補助検討票の写しを警務課長に送付（被害者支援室経由。以下同じ。）をするものとする。
- ウ 事件担当課長は、前記イの規定により警察署長が診断書料等の補助を認定したときは、当該身体犯被害者から当該診断書料等に係る領収書の写しを受領した上、警務部長が定める様式の身体犯被害対象事件支給調書を作成するものとする。ただし、身体犯被害者から当該診断書料等に係る領収書の写しを受領することができない特段の事情があるときは医療機関から請求書を受領するものとする。
- エ 警察署長は、警察費歳出予算増額要求書の様式について（昭和39年兵警会例規第17号）に規定する様式（以下「増額要求書」という。）に身体犯被害対象事件支給調書の写しを添えて、本部長に要求（総務部会計課予算係経由。以下同じ。）をするものとする。ただし、前記ウただし書の規定により請求書を受領した場合は、増額要求書に当該請求書を添えて本部長に要求をするものとする。
- オ 警察署長は、前記エの要求に基づく令達により、診断書料等の補助を実施するものとする。

(2) 支出の方法

- ア 診断書料等の支出は、口座振込により行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、資金前渡により行うことができる。
- イ 警察署長は、資金前渡により診断書料等を支出したときは、身体犯被害者から警務部長が定める様式を受領書を徴するものとする。
- ウ 経費の負担区分は県費によるものとし、支出科目は次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げるとおりとする。
- (ア) 身体犯被害者に対し当該身体犯被害者が負担した診断書料等を支出する場合
（款）警察費、（項）警察活動費、（目）刑事警察費、（事項）刑事保安警察活動費、（節）報償費
- (イ) 医療機関に対し身体犯被害者の診断書料等を支出する場合
（款）警察費、（項）警察活動費、（目）刑事警察費、（事項）刑事保安警察活動費、（節）役務費

5 運用上の留意事項

- (1) 被害者等及び医療機関に対して本制度の対象、手続等について確実に説明し、後日紛議が生じないように配慮すること。
- (2) 犯罪被害者が未成年の場合は、原則として、その保護者に補助の対象、手続等について説明すること。

第5 性犯罪被害対象事件における補助制度

1 補助の対象

補助する費用は、第4の1の(1)のウからクまでに掲げる事件（以下「性犯罪被害対象事件」という。）に係る犯罪事実の立証又は被害の拡大防止をするために要した費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) 初・再診料等

産婦人科の医師及びこれと同等の知識、能力、技術等を有する医師に係る原則として初回から3回目までの診察、処置及び投薬に係る費用又は被害の拡大防止をするために要した費用としてこれと同様に補助することが適当であるものとして警務課長が通知する費用（以下「補助相当費用」という。）

(2) 性感染症検査料

初回の診察の日からおおむね4箇月の期間内に、3回以内の範囲で、性感染症（梅毒、HIV感染症（エイズ）、性器クラミジア感染症、B型肝炎及び淋菌感染症の5種類に限る。）の検査のうち性犯罪被害対象事件の被害者（以下「性犯罪被害者」という。）が受検を希望するもの（それぞれの検査は1回に限る。）に係る費用（検査に当たり行う診察に係る費用を含む。）

(3) 人工妊娠中絶料

人工妊娠中絶に係る費用（投薬及び処置に当たり行う診察に係る費用を含む。）

2 補助を実施しない場合

次に掲げるいずれかの事由がある場合は、初・再診料等、性感染症検査料及び人工妊娠中絶料（以下「診察・検査料等」という。）の補助を実施しないものとする。

(1) 性犯罪被害者の申告の内容が明白な虚偽であると認められるとき。

(2) 性犯罪被害者が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織に属していたとき。

(3) 被害者等が診察・検査料等の補助を辞退したとき。

(4) 前記(1)から(3)までに掲げるもののほか、診察・検査料等の補助を実施することが社会通念上適切でないとき。

3 補助の手続

診察・検査料等の補助の手続は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 補助の認定、令達等

ア 事件担当課長は、性犯罪被害対象事件を認知したとき、又は性犯罪被害者から診察・検査料等の補助の申出を受けたときは、被害者支援管理システムにより警務部長が定める様式の診察・検査料等補助検討票を作成し、警察署長に報告するものとする。

イ 警察署長は、前記アの規定による報告を受けた場合において、前記2の(1)から(4)までに掲げる事由のいずれにも該当しないと認めるときは、診察・検査料等の補助を認定し、当該診察・検査料等補助検討票の写しを警務課長に送付をするものとする。

ウ 事件担当課長は、前記イの規定により警察署長が診察・検査料等の補助を認定したときは、医療機関から警務部長が定める様式の診察料等請求書を受領するものとする。ただし、性犯罪被害者が保険診療を希望したとき、又は当該認定が補助相当費用に係るものであるときは当該被害者から当該診察・検査料等に係る領収書の写しを受

領した上、警務部長が定める様式の性犯罪被害対象事件支給調書を作成するものとする。

エ 警察署長は、診察料等請求書の内容を確認の上、増額要求書に当該診察料等請求書を添えて、本部長に要求をするものとする。ただし、前記ウただし書の規定により性犯罪被害対象事件支給調書を作成した場合は、増額要求書に当該性犯罪被害対象事件支給調書の写しを添えて本部長に要求をするものとする。

オ 警察署長は、前記エの要求に基づく令達により、診察・検査料等の補助を実施するものとする。

(2) 支出の方法

ア 診察・検査料等の支出は、口座振込により行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、資金前渡により行うことができる。

イ 警察署長は、資金前渡により診察・検査料等を支出したときは、性犯罪被害者から受領書を徴するものとする。

ウ 経費の負担区分は県費によるものとし、支出科目は次に掲げる区分に応じてそれぞれに規定するとおりとする。

(ア) 医療機関等に対し性犯罪被害者に係る医療費等を支出する場合

(款) 警察費、(項) 警察活動費、(目) 刑事警察費、(事項) 刑事保安警察活動費、(節) 役務費

(イ) 性犯罪被害者に対し当該被害者が負担した医療費等を支出する場合

(款) 警察費、(項) 警察活動費、(目) 刑事警察費、(事項) 刑事保安警察活動費、(節) 報償費

4 運用上の留意事項

(1) 医療機関及び被害者等に対して本制度の対象、手続等について確実に説明し、後日紛議が生じないように配慮すること。

(2) 犯罪被害者が未成年の場合は、原則として、その保護者に補助の対象、手続等について説明すること。

第6 司法解剖に伴う遺体修復及び遺体搬送制度

1 公費による遺体修復の対象等

(1) 対象とする遺体

公費による遺体修復の対象とする遺体は、司法解剖を実施した遺体とする。

(2) 補助する費用

補助する費用は、司法解剖後に委託業者が行う遺体の修復措置に係る費用とする。

(3) 公費による遺体修復を実施しない場合

犯罪被害者の遺族等が本制度の利用を辞退した場合は、公費による遺体修復を実施しないものとする。

2 公費による遺体搬送の対象等

(1) 対象とする遺体

公費による遺体搬送の対象とする遺体は、司法解剖を実施した遺体とする。

(2) 補助する費用

補助する費用は、次の表の左欄に掲げる遺体の区分に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる場所から遺族が希望する場所（以下「遺族希望場所」という。）まで同表の右欄に掲げる業者が当該遺体を搬送する費用とする。ただし、遺族希望場所が兵庫県外である場合は、犯罪死に係るものであるときはその全額を補助するものとし、犯罪死に係るもの以外のものであるときは兵庫県内における搬送に要した費用に限り補助するものとする。

遺体の区分	場所	業者
ア 司法解剖後の遺体（身元不明である遺体及び身元は確認されているが当該遺体を引き取る遺族等がないものであって、警察署で保管することとなるものを除く。）	解剖場所	委託業者
イ 司法解剖後の遺体（身元不明である遺体及び身元は確認されているが当該遺体を引き取る遺族等がないものであって、警察署で保管しているもののうち、その身元が確認されたこと等により、当該遺体の搬送を希望する遺族等があるものに限る。）	当該遺体の保管をしている警察署（以下「遺体保管警察署」という。）	3のエに規定する遺族等手配業者

(3) 公費による遺体搬送を実施しない場合

次に掲げるいずれかの事由がある場合は、公費による遺体搬送を実施しないものとする。

ア 犯罪被害者の遺族等が、本制度の利用を辞退したとき。

イ 被害者等が、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織に属していたとき。

ウ 前記ア及びイに掲げるもののほか、公費による遺体搬送を実施することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

3 公費による遺体修復及び遺体搬送の手続

公費による遺体修復及び遺体搬送の手続は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 遺体修復及び遺体搬送の決定等

ア 交通部高速道路交通警察隊の事件捜査を担当する隊長補佐又は事件担当課長（以下「事件担当課長等」という。）は、次に掲げる事項を認知したときは、被害者支援管理システムにより警務部長が定める様式の遺体修復搬送検討票を作成し、所属長に報告するものとする。

(ア) 司法解剖を実施する遺体があること。

(イ) 警察署保管遺体について、その身元が確認されたこと等により、当該遺体の搬送を希望する遺族等があること。

イ 所属長は、前記アの規定による報告を受けた場合において、前記1の(3)に規定する事由に該当しないと認めるとき（当該遺体が身元不明であるとき及び身元は確認されているが当該遺体を引き取る遺族等がないときを含む。）は公費による遺体修復を、前記2の(3)のアからウまでに掲げる事由のいずれにも該当しないと認めるとき

は公費による遺体搬送を決定し、当該遺体修復搬送検討票の写しを警務課長に送付をするものとする。

ウ 事件担当課長等は、前記イの規定により所属長が公費による遺体修復又は遺体搬送を決定したときは、次に掲げる決定の区分に応じて、それぞれに掲げる措置を講ずるものとする。

(ア) 遺体修復の決定 委託業者に遺体修復の連絡をすること。

(イ) 解剖場所からの遺体搬送の決定 委託業者に遺体搬送の連絡をすること。

(ウ) 遺体保管警察署からの遺体搬送の決定 遺族等に対して、公費による遺体搬送の決定の連絡をすること。

エ 事件担当課長等は、前記ウの(ウ)の規定により遺族等への連絡をしたときは、当該遺族等に遺体搬送をする業者の手配を依頼するとともに、当該遺族等及び当該依頼に基づき遺族等が手配した遺体搬送をする業者（以下「遺族等手配業者」という。）に必要な手続等を確実に説明するものとする。

オ 所属長は、公費による遺体修復又は遺体搬送を行うときは、委託業者又は遺族等手配業者との引継ぎを確実にするなど、当該遺体の管理を徹底するものとする。

カ 事件担当課長等は、遺体修復が終了したときはその結果を確認の上、警務部長が定める様式の遺体修復確認報告書を作成し、次に掲げる遺体搬送が終了したときはそれぞれに掲げる措置を講ずるものとする。

(ア) 委託業者が行う遺体搬送 委託業者から警務部長が定める様式の搬送終了書を受領し、当該書面により所属長に報告すること。

(イ) 遺族等手配業者が行う遺体搬送 遺族等から当該遺体搬送に係る領収書の写しを受領した上、当該領収書の写しにより所属長に報告すること。

キ 前記2の(2)ただし書の規定により遺族希望場所まで遺体を搬送する費用の全部を補助しなかったものについて、その後の捜査等を通じて犯罪死であることが判明したときは、速やかに、遺体修復搬送検討票を作成し、所属長に報告するものとする。

ク 所属長は、前記カの規定による報告を受けたときは、当該遺体修復搬送検討票の写しを警務課長に送付をするものとする。

(2) 補助の令達等

ア 所属長は、遺体修復が終了したときは遺体修復確認報告書の写しを警務課長に送付をし、次に掲げる遺体搬送が終了したときはそれぞれに掲げる措置を講ずるものとする。

(ア) 委託業者が行う遺体搬送（遺族希望場所が兵庫県内である遺体搬送（以下「県内搬送」という。）に限る。） 搬送終了書の写しを警務課長に送付をすること。

(イ) 委託業者が行う遺体搬送（県内搬送を除く。）及び遺族等手配業者が行う遺体搬送 遺族等から当該遺体搬送に係る領収書の写しを受領した上、警務部長が定める様式の遺体搬送費用支給調書を作成するとともに、増額要求書に当該遺体搬送費用支給調書の写しを添えて本部長に要求をすること。

イ 所属長は、前記アの(イ)の要求に基づく令達により、遺体搬送の費用の補助を実施するものとする。

ウ 警務課長は、委託業者から遺体修復又は遺体搬送に係る請求書を受領したときは、当該業務に係る請求内容及び取扱内容に誤りがないことを確認した上、当該請求書、遺体修復搬送検討票の写し及び遺体修復確認報告書の写し又は搬送終了書の写しを総務部会計課長に送付（総務部会計課用度係経由）をするものとする。

(3) 支出の方法

ア 遺体修復及び遺体搬送の費用の支出は、口座振り込みにより行うものとする。ただし、遺体搬送のうち、前記(2)のアの(イ)に掲げるものに係る費用の支出については、特別の事由があるときは、資金前渡により行うことができる。

イ 所属長は、資金前渡により遺体搬送の費用を支出したときは、遺族等から受領書を徴するものとする。

ウ 経費の負担区分は県費によるものとし、支給科目は次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げるとおりとする。

(ア) 委託業者が行う遺体搬送（県内搬送に限る。）の場合

（款）警察費、（項）警察活動費、（目）刑事警察費、（事項）刑事保安警察活動費、（節）役務費

(イ) 委託業者が行う遺体搬送（県内搬送を除く。）及び遺体等手配業者が行う遺体搬送の場合

（款）警察費、（項）警察活動費、（目）刑事警察費、（事項）刑事保安警察活動費、（節）報償費

4 運用上の留意事項

犯罪被害者の遺族等に対して、本制度の対象、手続等について確実に説明し、後日紛議がないように配慮すること。

第7 司法解剖に伴う死体検案書料の補助制度

1 補助の対象

補助する費用は、司法解剖に係る死体検案書の交付に要した費用（以下「死体検案書料」という。）とする。ただし、当該費用は、1件の司法解剖につき1通分の費用に限る。

2 補助を実施しない場合

次に掲げるいずれかの事由がある場合は、死体検案書料の補助を実施しないものとする。

- (1) 地方公共団体の長が、死体検案書料を支出するとき。
- (2) 被害者等が、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織に属していたとき。
- (3) 遺族等が死体検案書料の補助を辞退したとき。
- (4) 前記(1)から(3)までに掲げるもののほか、死体検案書料の補助を実施することが社会通念上適切でないと認められるとき。

3 補助の手続

死体検案書料の補助の手続は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 補助の認定、令達等

ア 事件担当課長等は、司法解剖の対象となる遺体を認知したときは、被害者支援管理システムにより警務部長が定める様式の死体検案書料補助検討票を作成し、所属長に報告するものとする。

イ 所属長は、前記アの規定による報告を受けた場合において、前記2の(1)から(4)までに掲げる事由のいずれにも該当しないと認めるときは、死体検案書料の補助を認定し、当該死体検案書料補助検討票の写しを警務課長に送付をするものとする。

ウ 事件担当課長等は、前記イの規定により所属長が死体検案書料の補助を認定したときは、遺族等から死体検案書料に係る領収書の写しを受領し、警務部長が定める様式の死体検案書料支給調書を作成するものとする。

エ 所属長は、増額要求書に死体検案書料支給調書の写しを添えて、本部長に要求をするものとする。

オ 所属長は、前記エの要求に基づく令達により、死体検案書料の補助を実施するものとする。

(2) 支出の方法

ア 死体検案書料の支出は、口座振込により行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、資金前渡により行うことができる。

イ 所属長は、資金前渡により死体検案書料を支出したときは、遺族等から受領書を徴するものとする。

ウ 経費の負担区分は県費によるものとし、支出科目は(款)警察費、(項)警察活動費、(目)刑事警察費、(事項)刑事保安警察活動費、(節)報償費とする。

4 運用上の留意事項

犯罪被害者の遺族等に対して、本制度の対象、手続等について確実に説明し、後日紛議が生じないように配慮すること。

第8 一時避難場所の施設の使用に係る費用の補助制度

1 対象者

本制度の対象者は、犯罪被害者等のうち、次のいずれかに該当し、かつ、他に適当な避難場所を確保することができないものとする。

(1) 犯罪行為が自宅で行われたことにより、次のいずれかに該当する者

ア 放火や建造物損壊等の犯罪行為により、物理的に自宅での居住が困難となった者

イ 殺人や性犯罪等の犯罪行為により、自宅に引き続き居住することが精神的な二次被害につながるおそれのある者

(2) 加害者又はその関係者に危害を加えられるおそれのある者

(3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、一時的に避難する必要があると認められる者

2 補助の対象

補助する費用は、一時避難に係る宿泊施設の使用料(サービス料及び消費税を含み、飲食費及び通信費を除く。)の実費(以下「宿泊料」という。)とする。ただし、当該費用は、宿泊日数の7日分以内の費用(警察署長が必要があると認めるときは、警務課長と協議して定める日数)とする。

3 宿泊料の補助を実施しない場合

次に掲げるいずれかの事由がある場合は、宿泊料の補助を実施しないものとする。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律その他の法律で定める一時保護等の制度による公的機関等への避難や公的給付が可能であるとき。
- (2) 犯罪被害者等が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織に属していたとき。
- (3) 犯罪被害者等が宿泊料の補助を辞退したとき。
- (4) 前記(1)から(3)までに掲げるもののほか、宿泊料の補助を実施することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

4 補助の手続

宿泊料の補助の手続は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 補助の認定、令達等

ア 事件担当課長等は、前記1に規定する対象者を認知したときは、被害者支援管理システムにより警務部長が定める様式の宿泊料補助検討票を作成し、所属長に報告するものとする。

イ 所属長は、前記アの規定による報告を受けた場合において、前記3の(1)から(4)までに掲げる事由のいずれにも該当しないと認めるときは、宿泊料の補助を認定し、当該宿泊料補助検討票の写しを警務課長に送付をするものとする。

ウ 事件担当課長等は、前記イの規定により所属長が宿泊料の補助を認定したときは、宿泊施設の管理者等から警務部長が定める様式の一時避難場所請書及び宿泊料補助請求書を受領するものとする。ただし、犯罪被害者等が既に宿泊料を支払っているときは、当該犯罪被害者等から宿泊料に係る領収書の写しを受領した上、警務部長が定める様式の宿泊料支給調書を作成するものとする。

エ 所属長は、一時避難場所請書及び宿泊料補助請求書の内容を確認の上、増額要求書に当該請書及び請求書を添えて、本部長に要求をするものとする。ただし、前記ウただし書の規定により宿泊料支給調書を作成した場合は、増額要求書に当該支給調書の写しを添えて本部長に要求をするものとする。

オ 所属長は、前記エの要求に基づく令達により、宿泊料の補助を実施するものとする。

(2) 支出の方法

ア 宿泊料の支出は、口座振込により行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、資金前渡により行うことができる。

イ 所属長は、資金前渡により宿泊料を支出したときは、犯罪被害者等から受領書を徴するものとする。

ウ 経費の負担区分は県費によるものとし、支出科目は次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げるとおりとする。

(ア) 宿泊施設に対し犯罪被害者等に係る宿泊料を支出する場合

(イ) 警察費、(ロ) 警察活動費、(ハ) 刑事警察費、(ニ) 刑事保安警察活動費、(ホ) 使用料及び賃貸料

(イ) 犯罪被害者等に対し当該犯罪被害者等が負担した宿泊料を支出する場合

(款) 警察費、(項) 警察活動費、(目) 刑事警察費、(事項) 刑事保安警察活動費、(節) 報償費

5 運用上の留意事項

- (1) 犯罪被害者等に対して、本制度の対象、手続等について確実に説明し、後日、紛議が生じないように配慮すること。
- (2) 宿泊施設の管理者等に対して、本制度の趣旨について理解を求め、協力関係の構築に努めること。
- (3) 犯罪被害者等の年齢や健康状態により、宿泊に支障があると認めるときは、本制度によらず、適切な関係機関に引き継ぐこと。
- (4) 加害者の身柄が確保されていない場合等においては、宿泊施設の選択を慎重に行うとともに、必要に応じて、警戒に当たる捜査員の配置等について検討するほか、宿泊施設の管理者等に対して、保秘の徹底や緊急時の通報等について要請すること。
また、管轄区域外に所在する宿泊施設を選定したときは、当該宿泊施設の場所を管轄する警察署の長と連携を図り、緊急時の措置等について相互の連携に万全を期すること。

第9 ハウスクリーニングに係る費用の補助制度

1 対象事件

本制度の対象事件は、次に掲げる事件とする。

- (1) 次に掲げる事件のうち、兵庫県内にある犯罪被害者の自宅（当該犯罪被害者が現に居住しているものに限る。以下同じ。）が犯罪現場となったものとする。
ア 殺人罪（刑法第199条の罪）に該当する事件
イ 致死を結果とする結果的加重犯に該当する事件
- (2) 前記(1)のほか、警察署長が特に本制度の対象とする必要があると認めた事件

2 補助の対象

補助する費用は、前記1に規定する対象事件の犯罪被害者の自宅に付着した血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去等のための清掃作業に要した費用（犯罪行為によって破損した建具、家具等の交換、修復等に要した費用を除く。以下「ハウスクリーニング費用」という。）の実費とする。

3 補助を実施しない場合

次に掲げるいずれかの事由がある場合は、ハウスクリーニング費用の補助を実施しないものとする。

- (1) 被害者等が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織に属していたとき。
- (2) 被害者等がハウスクリーニング費用の補助を辞退したとき。
- (3) 前記(1)及び(2)までに掲げるもののほか、ハウスクリーニング費用の補助を実施することが社会通念上適切でないと認められるとき。

4 補助の手続

ハウスクリーニング費用の補助の手続は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 補助の認定、令達等

ア 事件担当課長は、前記1に規定する対象事件を認知したときは、警務部長が定める様式のハウスクリーニング費用補助検討票を作成し、警察署長に報告するものとする。

イ 警察署長は、前記アの規定による報告を受けた場合において、前記3の(1)から(3)までに掲げる事由のいずれにも該当しないと認めるときは、ハウスクリーニング費用の補助を認定し、当該ハウスクリーニング費用補助検討票の写しを警務課長に送付するものとする。

ウ 事件担当課長は、前記イの規定により警察署長がハウスクリーニング費用の補助を認定したときは、事業者から警務部長が定める様式のハウスクリーニング費用補助請求書を受領するものとする。ただし、被害者等が既にハウスクリーニング費用を支払っているときは、当該被害者等からハウスクリーニング費用に係る領収書の写しを受領した上、警務部長が定める様式のハウスクリーニング費用支給調書を作成するものとする。

エ 警察署長は、ハウスクリーニング費用補助請求書の内容を確認の上、増額要求書に当該請求書を添えて、本部長に要求をするものとする。ただし、前記ウただし書の規定によりハウスクリーニング費用支給調書を作成した場合は、増額要求書に当該支給調書の写しを

添えて本部長に要求をするものとする。

オ 警察署長は、前記エの要求に基づく令達により、ハウスクリーニング費用の補助を実施するものとする。

(2) 支出の方法

ア ハウスクリーニング費用の支出は、口座振込により行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、資金前渡により行うことができる。

イ 警察署長は、資金前渡によりハウスクリーニング費用を支出したときは、被害者等から受領書を徴するものとする。

ウ 経費の負担区分は県費によるものとし、支出科目は次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げるとおりとする。

(ア) 事業者に対し被害者等に係るハウスクリーニング費用を支出する場合

(款) 警察費、(項) 警察活動費、(目) 刑事警察費、(事項) 刑事保安警察活動費、(節) 役務費

(イ) 被害者等に対し当該被害者等が負担したハウスクリーニング費用を支出する場合

(款) 警察費、(項) 警察活動費、(目) 刑事警察費、(事項) 刑事保安警察活動費、(節) 報償費

5 留意事項

被害者等に対して、本制度の対象、手続等について確実に説明し、後日紛議が生じないよう配慮すること。

第10 精神科医等の診察及びカウンセリングに係る費用の補助制度

1 対象者

本制度の対象者は、次に掲げる事件の犯罪被害者、その遺族その他関係者（以下「カウンセリング等支援対象者」という。）とする。

- (1) 殺人罪に該当する事件
- (2) 致死を結果とする結果的加重犯に該当する事件
- (3) 性犯罪被害対象事件
- (4) 交通死亡事故事件
- (5) 前記(1)から(4)までに掲げるもののほか、高速隊長又は警察署長が特に必要があると認め、警務課長と協議し認定した事件

2 補助の対象

補助をする費用は、原則保険診療によりカウンセリング等支援対象者が精神科医等の診察等を受けた際に要した診察料、投薬代及びカウンセリング料並びに当該診察等により入院を要することとなった場合における当該入院に係る費用（以下「カウンセリング費用」という。）とする。ただし、カウンセリング費用を補助する期間は、初回の診察の日からおおむね3年を経過するまでの期間とする。

3 補助を実施しない場合

次に掲げるいずれかの事由がある場合は、カウンセリング費用の補助を実施しないものとする。

- (1) カウンセリング等支援対象者が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織に属していたとき。
- (2) カウンセリング等支援対象者がカウンセリング費用の補助を辞退したとき。
- (3) 前記(1)及び(2)までに掲げるもののほか、カウンセリング費用の補助を実施することが社会通念上適切でないと認められるとき。

4 補助の手続

カウンセリング費用の補助の手続は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 補助の認定、令達等

ア 事件担当課長等は、カウンセリング等支援対象者が精神科医等の診察を受けることを希望したときは、警務部長が定める様式のカウンセリング費用補助検討票を作成し、所属長に報告するものとする。

イ 所属長は、前記アの規定による報告を受けた場合において、警務課長と協議の上、犯罪被害者相談員制度による支援が困難であり、前記3の(1)から(3)までに掲げる事由のいずれにも該当しないと認めるときは、カウンセリング費用の補助を認定し、当該カウンセリング費用補助検討票の写しを警務課長に送付をするものとする。

ウ 事件担当課長等は、前記イの規定により所属長がカウンセリング費用の補助を認定したときは、医療機関等から警務部長が定める様式のカウンセリング費用補助請求書を受領するものとする。ただし、カウンセリング等支援対象者が既にカウンセリング費用を支払っているときは、当該カウンセリング支援対象者からカウンセリング費用に係る領収書の写しを受領した上、警務部長が定める様式のカウンセリング費用支給調書を作成するものとする。

エ 所属長は、カウンセリング費用補助請求書の内容を確認の上、増額要求書に当該請求書を添えて、本部長に要求をするものとする。ただし、前記ウただし書の規定によ

りカウンセリング費用支給調書を作成した場合は、増額要求書に当該支給調書の写しを添えて本部長に要求をするものとする。

オ 所属長は、前記エの要求に基づく令達により、カウンセリング費用の補助を実施するものとする。

(2) 支出の方法

ア カウンセリング費用の支出は、口座振込により行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、資金前渡により行うことができる。

イ 所属長は、資金前渡によりカウンセリング費用を支出したときは、カウンセリング等支援対象者から受領書を徴するものとする。

ウ 経費の負担区分は県費によるものとし、支出科目は次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げるとおりとする。

(ア) 医療機関等に対しカウンセリング等支援対象者に係るカウンセリング費用を支出する場合

(款) 警察費、(項) 警察活動費、(目) 刑事警察費、(事項) 刑事保安警察活動費、(節) 役務費

(イ) カウンセリング等支援対象者に対し当該被害者等が負担したカウンセリング費用を支出する場合

(款) 警察費、(項) 警察活動費、(目) 刑事警察費、(事項) 刑事保安警察活動費、(節) 報償費

5 運用上の留意事項

(1) カウンセリング等支援対象者に対して、本制度の対象、手続等について確実に説明し、後日紛議が生じないように配慮すること。

(2) カウンセリング等支援対象者が未成年の場合は、原則として、その保護者に補助の対象、手続等について説明すること。

第11 代替の制服等の購入に係る費用の補助制度

1 対象事件

本制度の対象事件は、次に掲げる事件とする。

(1) 強盗・不同意性交等罪（刑法第241条の罪）（同法第243条の未遂の罪を含む。）

(2) 不同意性交等罪（刑法第177条の罪）（同法第180条の未遂の罪を含む。）

(3) 不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪）（同法第180条の未遂の罪を含む。）

(4) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪）（いずれも同法第180条の未遂の罪を含む。）

(5) 不同意わいせつ致傷罪及び監護者わいせつ致傷罪（刑法第181条第1項の罪）

(6) 不同意性交等致傷罪及び監護者性交等致傷罪（刑法第181条第2項の罪）

(7) 前記(1)から(6)までに掲げるもののほか、警察署長が特に本制度の対象とする必要があると認めた事件

2 補助の対象

補助する費用は、前記1に規定する対象事件に係る犯罪事実の立証及び被害の拡大防止のために要した費用のうち、その被害により児童・生徒等が着用していた制服等が汚濁し、又は毀損した場合その他の場合において代替の制服等の購入に要した費用（以下「代替制服等

購入費用」という。)とする。

3 補助を実施しない場合

次に掲げるいずれかの事由がある場合は、代替制服等購入費用の補助を実施しないものとする。

- (1) 被害者等が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織に属していたとき。
- (2) 被害者等が補助を辞退したとき。
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、代替制服等購入費用の補助を実施することが社会通念上適切でないと認められるとき。

4 補助の手続

代替制服等購入費用の補助の手続は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 補助の認定、令達等

ア 事件担当課長は、前記1に規定する対象事件を認知したときは、警務部長が定める様式の代替制服等購入費用補助検討票により警察署長に報告するものとする。

イ 警察署長は、前記アの規定による報告を受けた場合において、前記3の(1)から(3)までに掲げる事由のいずれにも該当しないと認めるときは、代替制服等購入費用の補助を認定し、当該代替制服等購入費用補助検討票の写しを警務課長に送付をするものとする。

ウ 事件担当課長は、前記イの規定により警察署長が代替制服等購入費用の補助を認定したときは、当該被害者から当該制服等の購入費用に係る領収書の写しを受領し、警務部長が定める様式の代替制服等購入費用支給調書を作成するものとする。

エ 警察署長は、増額要求書に代替制服等購入費用支給調書の写しを添えて、警察本部長に要求をするものとする。

オ 警察署長は、前記エの要求に基づく令達により、代替制服等購入費用の補助を実施するものとする。

(2) 支出の方法

ア 代替制服等購入費用の支出は、口座振込により行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、資金前渡により行うことができる。

イ 警察署長は、資金前渡により代替制服等購入費用を支出したときは、被害者から受領書を徴するものとする。

ウ 経費の負担区分は県費によるものとし、支出科目は(款)警察費、(項)警察活動費、(目)刑事警察費、(事項)刑事保安警察活動費、(節)報償費とする。

5 運用上の留意事項

- (1) 被害者等に対して、本制度の対象、手続等について確実に説明し、後日紛議が生じないように配慮すること。
- (2) 被害者が未成年の場合は、原則として、その保護者に補助の対象、手続等について説明すること。
- (3) 性犯罪の被害者の心情に配慮し、保秘の徹底に留意すること。